

文書による回答を希望されたご意見とその回答

No.	ご意見(要旨)	回答(要旨)
1	なぜ、地価の高いところに一部のしか利用できない施設を建設するのでしょうか。建設すること自体に反対しているわけではなく、税金の使い方に疑問を感じます。 また、現在の予定地は、人目に付きやすく、DVを受けられた方が気後れしたり、惨めな気持ちになったりするのではないのでしょうか。	本施設用地として適した候補地がない状況の中、平成28年8月に国から当該用地の取得要望照会があり、区は、当該用地について「児童相談所ほか関連施設」の整備地として国に売払を要望し、国の審査を経て、平成28年12月に国から相手方決定通知を受け、平成29年11月に当該用地を購入しました。 区が用地を取得する際は、港区財産価格審議会において、不動産鑑定評価を基に、区として取得できる適正な価格を評定しています。 施設の計画予定地は、大通りから入った閑静な立地で、親子連れが安心して相談や各種サービスを利用することができ、保護を必要とする児童や自立を目指す母子が生活するにも良好な環境であると考えています。
2	他の場所で建設すれば半額でこの施設はできると思います。わざわざ新築しなくても既存の施設の中でも相談所などは設けられるのではないのでしょうか。 子どもの保護施設は、既存の宿舎を活用してください。	(仮称)港区子ども家庭総合支援センターは、乳幼児親子や児童が利用する施設であることから中低層の施設であることが望ましく、また、少なくとも5,000㎡程度の延床面積を必要とします。本施設用地として適した候補地がない状況の中、平成28年8月に国から当該用地の取得要望照会があり、区は、当該用地について「児童相談所ほか関連施設」の整備地として国に売払を要望し、国の審査を経て、平成28年12月に国から相手方決定通知を受け、平成29年11月に当該用地を購入しました。 区が用地を取得する際は、港区財産価格審議会において、不動産鑑定評価を基に、区として取得できる適正な価格を評定しています。
3	外部の専門家に住民説明会への同席をお願いし、センターが行う業務の詳細について説明を行った方がよいのではないのでしょうか。	平成30年12月に開催した説明会では、学識経験者による講演の時間を設定し、児童相談所が担う役割等を詳細に説明しております。引き続き、住民の皆様にご理解いただけるよう努めてまいります。
4	平成30年12月19日の区長記者発表で、今後区民説明会の開催はせず、工事を進められるとの発表がありました。税金の使い方、運営管理方法など地元を中心に詳しい説明を求める声は多数あります。 このまま施設が完成したら、地域住民は不安を残したまま生活することになります。大規模な説明会ではなくても地元住民と個別に説明会を継続して頂くことは出来ませんか。	区では、児童虐待相談対応件数の増加が続き、相談内容も深刻化する中、(仮称)港区子ども家庭総合支援センターを、区の全ての子どもと家庭を守るための拠点として整備します。 これまで、区民の皆様に対して、チラシの配布、説明会や勉強会の開催、広報紙や区ホームページなどを通して、(仮称)港区子ども家庭総合支援センターの説明に努めてまいりました。今後も、区民の皆様へ、更に施設の機能や役割をご理解いただくため、広報、勉強会などを実施してまいりますのでよろしくお願い申し上げます。また、(仮称)港区子ども家庭総合支援センターに対するご質問等は、いつでも担当課にお寄せください。

5	(仮称)港区子ども家庭総合支援センターの建設計画を直ちに中止してほしい。計画案の中身をコスト面から詳細に吟味し、支出を抑えた効率的で採算性を重視する計画案に修正してほしい。 子ども家庭支援センター、児童相談所、母子生活支援施設の機能を分散させ、空いたスペースを利用して収益を上げる方法も考えられます。また、特別養護老人ホームや診療所等を併設することも考えられます。 収益性と歳出削減を視野に入れた計画案に大幅に修正すべきだと思います。	区は、(仮称)港区子ども家庭総合支援センターは、児童虐待や非行などの児童に関する問題への対応や一時保護などを行う「児童相談所」、子育て中の人を支援する「子ども家庭支援センター」、様々な事情から養育が困難となった母子家庭が入所する「母子生活支援施設」が一体となった複合施設であり、児童虐待、非行、障害など、あらゆる児童の問題に対して、区が主体性と責任を持って、出産から子育てまで切れ目のない一貫した相談・支援体制を構築することを目的として整備します。 また、本施設の整備計画は、港区議会全会派からの承認を得ているものであり、区は区民に必要な施設として、平成33年4月の開設に向けて工事を進めてまいります。 工事に際しましては、でき得る限り近隣の皆様のご迷惑とならないよう進めるとともに、開設後もコスト縮減を念頭に無駄のない運営に努めてまいります。
6	平成31年2月の説明会について、近隣に住んでいるにもかかわらず、案内状が配布されませんでした。また、説明会当日は、近隣以外の方の発言が多くあり、少なくとも近隣の方の質問を優先すべきではないかと思いました。	平成31年2月21日及び24日に開催した(仮称)港区子ども家庭総合支援センター新築工事に関する「港区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例」(以下「条例」といいます。)に基づく説明会は、建物の近隣の方を対象として、建築物の概要及び建築に係る計画の内容について説明することを目的としています。 案内文は、条例に基づき隣接関係住民(建築しようとする建築物の壁面からその高さ等しい水平距離の範囲内(本計画では壁面から約15m)に居住する者)を対象に配布したのですが、説明会は会場に余裕がある場合、案内状の配布の有無にかかわらず来場した全ての方に入場していただいております。また、ご質問やご意見についても、会場に来られた方から等しく頂戴しております。
7	平成30年10月の説明会の会場にはエレベーターがなく、松葉杖を使っている方に階段を使わせていました。	平成30年10月の説明会は、地域の皆様が来場しやすいよう本施設用地に近接の青南小学校で開催しましたが、身体のご不自由な方々への配慮が行き届かず大変申し訳ありませんでした。 平成30年12月の説明会は、エレベーターが設置された赤坂区民センターで開催しましたが、平成31年2月の説明会は紛争予防に係る条例に基づく説明会であることから、再び本施設用地に近接の青南小学校で開催することとしました。前回の反省から、エレベーターのない会場では、階段昇降機を用意するなどの配慮をするよう対応しております。

8	区は105億円もの税金を使い、施設面積の大部分を『児童相談所』が占める「子ども家庭総合支援センター」を建設しようと計画を進めています。児童相談所の一時保護所には、罪を犯した触法少年が入所し、そこでは子どもたちを番号で呼びます。 児童相談所には高度な専門性が必要な職務にもかかわらず、区には児童相談所の担当者は不在です。 区が購入した用地は、大勢の人が活用できるようにすべきであり、計画中止を要求します。 また、不透明な土地取得の経緯を明確にするよう求めます。 購入した土地については、広く区民から意見・要望を聞き、意見・要望を反映した計画を策定することを要望します。	区では、児童虐待相談対応件数の増加が続き、相談内容も深刻化する中、(仮称)港区子ども家庭総合支援センターは、区の全ての子どもと家庭を守るための拠点として必要な施設・機能であると考えております。本施設の整備計画は、平成29年11月に策定し、港区議会全会派からの承認を得ているものであり、区は区民に必要な施設として整備を進めてまいります。 用地については、本施設を整備することを目的として、国から適正な手続を経て取得しています。用地取得の経緯については、区ホームページや広報みなと特集号(平成31年1月25日発行)で区民の皆様にお知らせしております。 なお、区では児童相談所の設置準備のため、平成29年度から子ども家庭支援部に児童相談所設置準備担当を配置しています。児童相談所設置準備担当には、児童相談所での勤務経験のある専門職員を配置し、助言を得ながら準備に取り組んでいます。 また、児童福祉司、児童心理司、一時保護所職員、事務担当の職員を全国の自治体の児童相談所に派遣し、現場経験に基づく高い専門性を有した職員の育成を図っています。 一時保護は、子どもの安全の迅速な確保、適切な保護を行い、子どもの心身の状況、置かれている環境などの状況を把握するために行うものであり、虐待を受けた子どもや非行の子ども、養護を必要とする子ども等の最善の利益を守るために行われるものです。児童の呼び方は、名前です。子どもを番号で呼ぶなどの対応は、現在の児童相談所でも行われていません。
---	--	---